

---

# Operator's オペレーターズ ガイドブック Guide Book

---

Maintenance

---



# フォークリフト メンテナンスサービス



## 1 メンテナンスサービスの構成

定期点検	① 定期自主検査（月次点検） ② 特定自主検査（年次点検） ③ 法定点検整備 ④ 継続車検整備
交換・補充	⑤ エンジンオイル交換（オイルエレメント含む） ⑥ タイヤ交換（パンク修理含む） ⑦ バッテリー交換（始動用）
故障・修理	⑧ 一般整備・故障修理 ⑨ 荷役・油圧装置の修理（アタッチメント部は除く）
代車	⑩ 代車提供
特約	⑪ メンテナンス特約

## 2 メンテナンスサービスの内容

点検、故障修理、消耗品の交換・補充を行います。

- ① 定期自主検査（月次点検）及び整備を行います。
- ② 特定自主検査（年次点検）及び整備を行います。
- ③ 法定点検及び整備を行います。（大型特殊自動車のみ）
- ④ 継続車検のための点検・整備及び関連する検査手続き一切を行います。（大型特殊自動車のみ）
- ⑤ 次の基準でエンジンオイル及びオイルエレメントの交換を行います。（バッテリー式は除きます）

エンジンオイル	オイルエレメント
200時間稼働時	600時間稼働時 又は3ヶ月経過 (いずれか早く到来した時点)

※オイルエレメント交換時には、エンジンオイルも同時に交換します。

- ⑥ タイヤは、摩耗度に応じて、メンテナンスサービスカードに表示したタイヤの種類及び契約本数を限度として交換します。
- ⑦ バッテリーは、必要に応じ交換します。但し、動力モーター用として使用するバッテリーは除きます。
- ⑧ 一般整備は、稼働時間又は経過期間等所定の基準で交換又は補充を行います。（バッテリー液、作動油、グリス、LLC等）  
故障修理は、正常使用中に発生した故障の修理及び部品の交換を行います。  
但し、事故等に起因する破損による修理及び部品の交換は除きます。
- ⑨ 荷役・油圧装置の修理は、正常使用中に発生した故障の修理及び部品の交換を行います。  
但し、荷役・油圧装置の修理の内、アタッチメント部（フォーク等）の修理は除きます。
- ⑩ 代車提供は **5** で説明します。
- ⑪ メンテナンス特約は、ご契約で定めた架装品（アタッチメント部 [フォーク等]、シート等）の故障修理、消耗部品の交換及び容器検査等を行います。

### 3

## 始業点検、日常点検（運行前点検）

（始業点検：労働安全衛生規則 第151条の25 日常点検：道路運送車両法 第47条の2）

始業点検は、法令により事業者が責任をもって行うことが義務付けられており、また、日常点検（運行前点検）は道路運送車両法に定めのあるフォークリフトに関しては、お客様の責任で必ず実施してください。

点検方法は、取扱説明書をご覧ください。

### ■ 始業点検：

	エンジン式点検項目	バッテリー式点検項目
1. 全 体	① 前日の不具合箇所点検 ② 各部油漏れの点検（各ギアボックス、シリンダー・ホース等） ③ 作動油量の点検 ④ タイヤ（空気圧、摩耗）及び取付ボルト・ハブナットの点検 ⑤ 異音の点検	① 前日の不具合箇所点検 ② 各部油漏れの点検（各ギアボックス、シリンダー・ホース等） ③ 作動油量の点検 ④ タイヤ（空気圧、摩耗）及び取付ボルト・ハブナットの点検 ⑤ 異音の点検
2. エンジン	① エンジン冷却水量の点検 ② エンジンオイル量の点検 ③ 燃料量の点検 ④ 排気の色点検	
3. 本 体	① ブレーキ（踏みしろ、効き、戻り）の点検 ② クラッチペダル、インチングペダルの切れ具合、作動の点検 ③ アクセルペダルの作動点検 ④ ブレーキオイルの油量点検 ⑤ シフトレバーの作動点検 ⑥ ハンドルの遊びと切れの点検 ⑦ ハンドブレーキの効き点検	① ブレーキ（踏みしろ、効き、戻り）の点検 ② クラッチペダル、インチングペダルの切れ具合、作動の点検 ③ アクセルペダル・レバーの作動点検 ④ ブレーキオイルの油量点検 ⑤ シフトレバーの作動点検 ⑥ ハンドルの遊びと切れの点検 ⑦ ハンドブレーキの効き点検
4. マ ス ト	① 各荷役装置作動及び損傷有無の点検 ② チェーンの張りの点検	① 各荷役装置作動及び損傷有無の点検 ② チェーンの張りの点検
5. 計 器 類	計器、保安部品（ホーン、ミラー、ライト等）の点検	計器、保安部品（ホーン、ミラー、ライト等）の点検
6. バッテリー	① バッテリー電解液の液量及び比重点検	① バッテリー電解液の液量及び比重点検 ② バッテリープラグの点検
7. L P G	① LPGボンベ固定部の緩み点検 ② 各部のガス漏れ点検	

### ■ 日常点検：

※エア・ブレーキ装着車は別途基準に基づく。

#### ① 制動装置

- ・ブレーキペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること
- ・ブレーキオイルの液量が適当であること
- ・駐車ブレーキレバーの引きしろが適当であること

#### ② 走行装置

- ・タイヤの空気圧が適当であること
- ・タイヤに亀裂及び損傷がないこと
- ・タイヤに異常な摩耗がないこと
- ・タイヤの溝の深さが十分であること

#### ③ 電気装置

- ・バッテリーの液量が適当であること

#### ④ 原動機

- ・冷却水の量が適当であること
- ・エンジンオイルの量が適当であること
- ・原動機のかかり具合が不良でなく、かつ異音がないこと
- ・低速及び加速の状態が適当であること

#### ⑤ 灯火装置等

- ・灯火装置及び方向指示器の点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ汚れ及び損傷のないこと
- ・ウィンドウォッシャーの液量が適当であり、かつ噴射状態が不良でないこと
- ・ワイパーの払拭状態が不良でないこと

#### ⑥ その他

- ・運行において異常が認められた箇所

### 参考：各法令等に定める点検

	日常点検（運行前点検）	始業点検	定期自主検査・特定自主検査	法定点検整備・継続車検整備
大型特殊自動車	○	○	○	○
小型特殊自動車	×	○	○	×

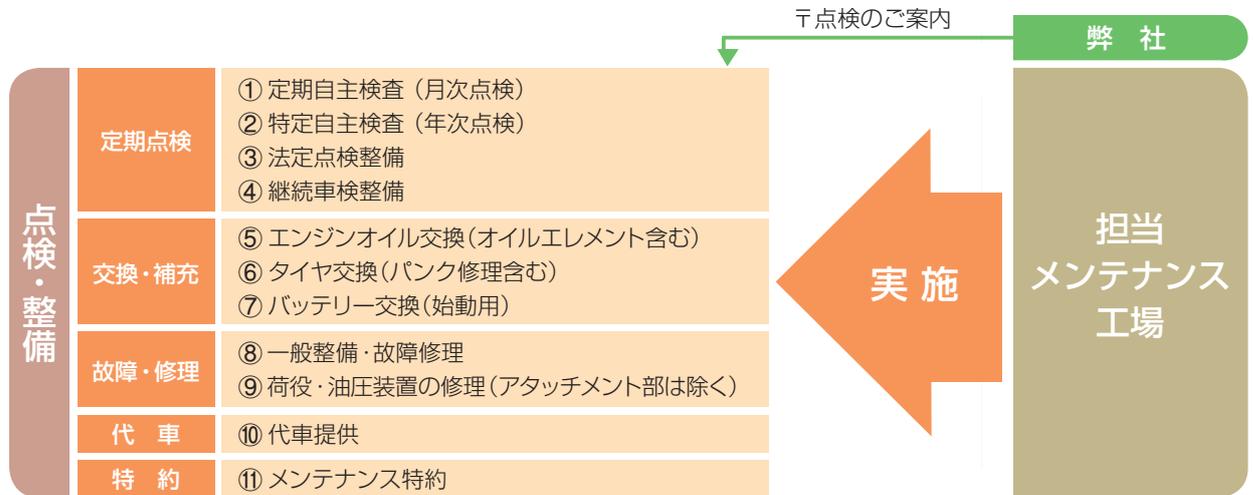
※終業点検は、メーカーの定めに従って実施してください。

## 4

## 点検の受け方

### 1.点検の受け方とサイクル

お客様とのご契約に基づき計画的な定期点検を行います。  
実施時期、点検実施場所等、担当メンテナンス工場が事前にお客様とお打合せの上、実施します。  
定期点検については、弊社の契約内容に則ったスケジュールで実施してください。



### 2.点検時のご注意

- ① 始業点検・日常点検時の不具合、警告ランプの点灯、稼働時の不具合等は、お気づきの際に直ちに担当メンテナンス工場へご連絡の上、修理を要請してください。尚、バッテリー式の場合、始業点検・日常点検時のバッテリー液の補充につきましては、お客様にてお願い致します。（定期点検時は除きます）
- ② ご使用場所の変更は、必ず事前に弊社へご連絡ください。直ちに担当メンテナンス工場の変更を行い、関係書類の送付先変更等を行います。
- ③ 担当メンテナンス工場以外で行われた点検整備、所定の消耗品の交換・補充はお客様のご負担となりますので、ご注意ください。
- ④ タイヤ・バッテリー等の交換は、契約に定めるものをご提供します。
- ⑤ 定期点検[定期自主検査(月次点検)・特定自主検査(年次点検)・法定点検整備・継続車検整備]は、必ず所定の時期に、所定の点検をお受けください。

## 5

## 代車のご利用方法

### 1.代車のご提供の条件

代車提供をご契約に含める場合には、以下の条件で代車をご提供します。

- 特定自主検査(年次点検)、継続車検整備、又は3日以上を要する故障修理のため担当メンテナンス工場に入庫する際、1日目より作業終了まで代車を提供します。(事故修理時は除きます)

### 2.ご提供又はご対応できません

- ① 代車の、仕様、年式、最大荷重、車体色、メーカー等の指定はできません。
- ② 突発的な場合には、代車のご提供に時間がかかる場合があります。
- ③ 繁忙期、夜間は代車のご提供が出来ない場合があります。
- ④ 次の場合にはご提供できません。

- 安全上並びに稼働上、支障がない故障等で部品待ちの期間
- お客様の休業日
- ご契約物件が盗難にあった場合
- ご契約物件が事故等で警察に強制保管された場合
- ご契約物件の納車日までの期間[納車代車]

### 3.代車の故障

代車の提供元(メンテナンス工場等)あるいは弊社へご連絡ください。

### 4.お客様のご負担となるもの

燃料代及び代車で事故を起こした際の修復費用はお客様のご負担となります。

## 6

# メンテナンスサービスに含まれないもの(お客様のご負担)

次の項目は、メンテナンスサービスに含まれません。お客様のご負担となりますのでご注意ください。  
(但し、メンテナンス特約でご契約された項目を除きます)  
ご契約物件の**破損・腐食・紛失**による費用はメンテナンスサービスに含まれません。

## 1.各種の費用

- ① 洗車代・燃料代
- ② 使用場所変更時等の陸送費用
- ③ 変更登録及び移転登録費用
- ④ 特定自主検査(年次点検)・重整備時の回送費用
- ⑤ ご契約物件を使用できないことで発生する手間及び費用(休業補償等)
- ⑥ お客様の過失によるトラブルの処置費用(バッテリー上がり、ガス欠等)
- ⑦ 天災地変、その他不可抗力に起因する修理費用

## 2.架装品及びその他の装備品(メンテナンス特約でご契約された項目を除きます)

- ① 改造部分、又は架装品等(アタッチメント、作業灯、回転灯等)の修理及び交換費用
- ② 内装品(座席シート、ハンドル、フロアマット等)又は外装品(ミラー、ヘッドガード等)の修理及び交換費用
- ③ ステッカー・文字・マーキングの書換え、又は張替えの費用
- ④ ボディー等の補修塗装(タッチペイント等)[化粧直し]
- ⑤ LPG・CNGガス容器の容器再検査・修理及び取替え費用
- ⑥ 動力用バッテリーの修理及び交換費用
- ⑦ 充電用コードの修理及び交換費用
- ⑧ コンセント及び充電用バッテリープラグの修理及び交換費用
- ⑨ 爪(フォーク部)及びマストの交換費用

## 3.用品

- ① 各種添加剤の費用  
[フラッシングオイル・水抜き剤・ラジエーター洗浄剤・バッテリー強化剤等]
- ② タイヤチェーン・消火器等各種用品の交換及び補充費用

## 4.メンテナンス

- ① 始業点検、日常点検(運行前点検)
- ② 契約に含まれないサイクル時の定期自主検査(月次点検)
- ③ 契約満3日から遡って1ヶ月以内の定期自主検査(月次点検)及び特定自主検査(年次点検)
- ④ お客様の責任で行う点検の未実施に起因する不具合の修理費用  
[通常の注意で発見できる不具合を、担当メンテナンス工場に修理依頼をせずに放置し、発生した故障の修理費用]
- ⑤ 警告ランプの点灯、バンク等、不具合が発生している状況にも拘らず、無理な稼働により故障した場合の修理費用
- ⑥ DPF等のPM(粒子状物質)低減装置の手動再生操作を怠ったことに起因する費用
- ⑦ フォークリフトメーカーの取扱説明書等に示す取扱方法及び異なる使用、仕様の限度を超える過酷な使用、又は最大荷重・許容荷重を超える物の積載等に起因する不具合の修理費用
- ⑧ 時間の経過によって発生する腐食・劣化・退色による補修費用
- ⑨ フォークリフトの機能に影響のないことが一般的に認められている現象の修理費用  
[音・振動・オイルのにじみ・操作フィーリング等]
- ⑩ 契約にタイヤ交換を含まない場合の、バンク修理費用

## 5.事故

- ① 外的要因(衝突、接触、横転、物の飛来等)による破損の修復費用  
●天災地変等破損の原因に関係なく、お客様のご負担となります。
- ② 保険で担保できない修理費用・賠償金
- ③ ご返却時の**原状修復費用**(ご契約物件がリース物件の場合は、破損のない良好な状態でご返却ください)

## 原状修復費用が発生する状況

- 内外装の損傷
- タール・ペンキ等、取れない汚れが著しく多い場合
- レンズ・ガラス等のひび又は割れている場合
- 契約外に行われた、文字・マークの記入、ステッカーの貼付け及び改造・架装

※損傷箇所が完全に修復されている場合は、原状修復費用は発生しません。

※お客様のご都合でご返却の時までに修復が出来なかった場合は、弊社引取後に損傷のチェックを行い、原状修復費用をご請求させていただきます。



## カスタマーサポートセンター

- 札幌CSC / 〒060-0042 札幌市中央区大通西8-2(住友商事・フカミヤ大通ビル) ☎ 011-222-2730 FAX 011-261-3826
- 仙台CSC / 〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-9-1(仙台トラストタワー) ☎ 022-266-8274 FAX 022-211-5401
- さいたまCSC / 〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-16(シーノ大宮ノースウイング) ☎ 048-648-7303 FAX 048-648-6707
- 千葉CSC / 〒260-0028 千葉市中央区新町3-13(千葉TNビル) ☎ 043-302-7632 FAX 043-302-9172
- 東京CSC / 〒163-1434 東京都新宿区西新宿3-20-2(東京オペラシティビル) ☎ 03-5302-6039 FAX 03-5302-6073
- 横浜CSC / 〒220-6216 横浜市西区みなとみらい2-3-5(クイーンズタワーC) ☎ 045-682-3222 FAX 045-651-1890
- 金沢CSC / 〒920-0981 金沢市片町2-2-15(北國ビル) ☎ 076-262-6129 FAX 076-262-6886
- 名古屋CSC / 〒460-0003 名古屋市中区錦2-16-26(エスシー伏見ビルディング) ☎ 052-231-3064 FAX 052-231-3450
- 大阪CSC / 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜4-5-33(住友ビル) ☎ 06-6204-1235 FAX 06-6204-1307
- 広島CSC / 〒730-0031 広島市中区紙屋町1-3-2(銀泉広島ビルディング) ☎ 082-249-2640 FAX 082-241-7698
- 高松CSC / 〒760-0019 高松市サンポート2-1(サンポートビジネススクエア) ☎ 087-822-1692 FAX 087-822-4794
- 福岡CSC / 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-30-23(博多管絃ビル) ☎ 092-473-8406 FAX 092-441-3212

※CSC=カスタマーサポートセンター

## 事故サポートセンター部

- 東京本社 / 〒163-1434 東京都新宿区西新宿3-20-2(東京オペラシティビル) ☎ 03-5358-6359 FAX 03-5358-6836
- 大阪本社 / 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜4-5-33(住友ビル) ☎ 06-6204-1034 FAX 06-6204-1189



住友三井オートサービス株式会社